○国土交通省告示第三百七十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十三項及び第十四項、第九十六条第五項及び第六項並びに第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項、第二百二条の四及び第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示

（航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部改正）

第一条　航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
航空交通管制区、航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏を次のように指定する。 １　（略） ２　航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏　次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの	航空交通管制区、航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏を次のように指定する。 １　（略） ２　航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏　次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの
航空交通管制圏を指定すべき空港等 ／ 航空交通管制圏 ／ 名称 ／ 空域	航空交通管制圏を指定すべき空港等 ／ 航空交通管制圏 ／ 名称 ／ 空域
（略）	（略）
目達原飛行場 ／ 目達原管制圏 ／ 目達原飛行場の標点（N33°20′ E130°25′）を中心とする半径９kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの	目達原飛行場 ／ 目達原管制圏 ／ 目達原飛行場の標点（N33°20′ E130°25′）を中心とする半径９kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
佐賀空港 ／ 佐賀管制圏 ／ 佐賀空港の標点（N33°09′ E130°18′）を中心とする半径９kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの	
（略）	（略）

（航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正）

第二条　航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
別表第三	別表第三
提供する場所 ／ 所在地	提供する場所 ／ 所在地
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
（削る） ／ （削る）	佐賀空港出張所 ／ 佐賀県佐賀市　佐賀空港内
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）